

委託業務発注情報開示

令和 7 年 5 月 15 日

下記の業務委託について、指名競争入札を実施する予定です。

指名競争入札に参加を希望する場合は、関係書類を作成のうえ、所定の期日までに資格審査申請をしてください。

なお、申請書等の書類は、指名業者を選定するにあたっての参考資料であり、指名希望業者の資料提出が直ちに指名につながるものではありません。

1 対象業務

- (1) 業務件名 徳島市上下水道局北部浄化センター等運転管理業務
- (2) 業務箇所 徳島市東沖洲 1 丁目 14 番地 北部浄化センター
徳島市安宅 2 丁目 2 番 18 号 福島ポンプ場
徳島市北常三島 3 丁目 41 番 1 号 常三島ポンプ場
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
(令和 7 年 7 月中旬～(予定)業務引継期間とする。)
ただし、翌年度以降に予算の当該金額について減額又は削減があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。
- (4) 業務概要 北部浄化センター中央制御室・汚泥処理施設、福島ポンプ場及び常三島ポンプ場の運転管理に必要な業務で徳島市上下水道局北部浄化センター等運転管理業務一般仕様書に定める業務

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 参加形態等
 - ア 参加しようとする事業者の形態は、委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の形態とする。
 - イ 共同企業体を構成する企業の数に 2 者とし、共同企業体の代表企業と構成企業を定め、代表企業が手続を行うこと。
 - ウ 共同企業体の代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、構成企業の出資比率の最小限度は 30%以上であること。
- (2) 共同企業体（代表企業、構成企業）の参加資格要件
 - ア 法人格を有している者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続の開始申立てをしている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- エ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- オ 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ク 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）の規定に違反する者でないこと。
- ケ 徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けている者でないこと。
- コ 徳島市、もしくは徳島市上下水道局の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- サ 徳島市、もしくは徳島市上下水道局の業務委託（建設工事に係る業務委託を除く。）の入札参加資格回避の措置を受けている者でないこと。
- シ 構成員は当該業務について他の共同企業体の構成員となることができないものとする。
- ス 徳島市上下水道局北部浄化センター等運転管理業務一般仕様書（以下「仕様書」という。）で示す、業務従事者の業務実施体制を共同企業体として構築できる者であること。
- セ 受託者の運転操作ミスや瑕疵により損害が発生した場合に対する備えとして損害賠償責任保険に加入できる者。

（3）代表企業の参加資格要件

- ア 徳島市総務部契約監理課登録業者名簿に登録があること。
- イ 徳島市内に本社、本店、支店、営業所、出張所、若しくは事務所等が所在し、取扱いが可能な販売、製造等の品目の中に上下水道施設運転管理等が含まれること。
- ウ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項に規定する国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録、又は一般社団法人日本下水道施設管理業協会の会員であること。
- エ 総括責任者になり得る資格者及び経験を有する者として下水道法施行令第15条の3に規定された有資格者を1名配置可能なこと。
- オ 配置する総括責任者を以下の条件で雇用していること。
 - （ア）令和7年4月1日現在、直接雇用していること。
 - （イ）令和8年4月1日以降も継続して直接雇用を見込んでいること。（注記）直接雇用とは、再雇用を含み、臨時社員、契約社員は含まない。また、産前・産後・育児休暇、病気休暇等で基準日現在休職中の者を除く。
- カ 適正な技術者を配置でき、技術者の資格、会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。

（4）構成企業の参加資格要件

- ア 徳島市総務部契約監理課登録業者名簿に登録があること。
- イ 徳島市内に本店を有している者であること。

ウ 副総括責任者、又は運転管理責任者になり得る資格者及び経験を有する者として下水道法施行令第15条の3に規定された有資格者、又は日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定のうち第3種技術検定合格者を1名配置可能なこと。

エ 配置する資格もしくは経験を有する副総括責任者、又は運転管理責任者を以下の条件で雇用していること。

(ア) 令和7年4月1日現在、直接雇用していること。

(イ) 令和8年4月1日以降も継続して直接雇用を見込んでいること。

(注記) 直接雇用とは、再雇用を含み、臨時社員、契約社員は含まない。また、産前・産後・育児休暇、病気休暇等で基準日現在休職中の者を除く。

オ 適正な技術者を配置でき、技術者の資格、会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。

3 申請に必要な書類

競争入札参加資格審査書類作成要領に従い、次の書類を作成し、提出すること。

なお、資格審査書類が未提出の者、及び提出された書類に不備がある者は入札に参加できない。

- (1) 委託業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- (2) 委託業務共同企業体協定書
- (3) 構成員業者状況一覧表 (代表企業)
- (4) 構成員業者状況一覧表 (構成企業)
- (5) 運転維持管理実績表

4 申請書類及び資料の提出方法

- (1) 提出期間 令和7年5月16日(金)から令和7年6月2日(月)まで
・持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受付。
・郵送による提出は、令和7年6月2日(月)午後5時必着。
- (2) 提出先 〒770-0873 徳島県徳島市東沖洲1丁目14番地
徳島市上下水道局 北部浄化センター
電話 088-664-5931 FAX 088-664-5932

5 その他

- (1) 特別な理由がある場合は、業務の発注を取り止め又は延期することがある。
- (2) 審査申請数が極めて多い等の理由により、資格申請のあった者のうちで指名しない場合もある。